

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

## 目 次

	ページ
1 「県のたより」及び「議会かながわ」の印刷用紙の白色度不足に係る対応について…	1
2 SDGs（持続可能な開発目標）の推進について……………	4
3 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について……………	5
4 「神奈川県科学技術政策大綱」の改定について……………	9
5 未来社会創造に向けた取組について……………	11
6 再委託等の適正な実施について……………	14
7 新型コロナウイルス感染症に係る対応について……………	18
8 県公報による公告の見直しに伴う関係条例の一部改正について……………	21
9 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会の概要について……………	22
10 県内米軍基地を巡る状況について……………	24
参考資料 1 第2回ヘルスケア・ニューフロンティア検討会資料 「ヘルスケア・ニューフロンティアの課題と対応イメージ」	
参考資料 2 神奈川県科学技術政策大綱骨子案	

## 1 「県のたより」及び「議会かながわ」の印刷用紙の白色度不足に係る対応について

「県のたより」（毎月約 285 万部発行）と「議会かながわ」（年 4 回約 198 万部発行）に使用している印刷用紙について、仕様と異なる材質の印刷用紙が使われていることが判明した。事実関係について事業者を確認を行った内容及び今後の対応について報告を行う。

### (1) 経緯

#### ア 経過

日付	内容
令和 4 年 3 月 4 日	知事室に外部から、「現在、県のたよりで使用している印刷用紙が、仕様と異なる疑いがある。」旨の問合せがあった。
同日	「県のたより」及び「議会かながわ」の印刷等を受注している業者（株式会社リフコム、以下、「リフコム」という。）に架電し、確認したところ、「使用している印刷用紙は、白色度 70% で間違いはない。」との回答であった。
3 月 15 日	印刷済みの「県のたより」（令和元～3 年度）をサンプルとして、民間検査機関に検査を依頼
3 月 18 日	民間検査機関から、白色度は 64.30～66.05% であるとの参考値の報告があった。
3 月 22 日	リフコムが来庁、令和 3 年度に仕様の基準に満たない印刷用紙（白色度 63%）を使用していたことが判明し、過年度分についても、令和元年度及び 2 年度において、同様に白色度不足の印刷用紙を使用していたと報告があった。
3 月 25 日	県は、報告の内容が「神奈川県指名停止等措置要領」別表第 2 第 5 号の「県発注の契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき」に該当することから、指名停止措置を実施した。
同日	リフコムから、平成 30 年度についても、白色度不足の印刷用紙を使用していたと追加報告があった。
同日	「県のたより」及び「議会かながわ」の印刷用紙の白色度不足について、記者発表を行った。
4 月 8 日	リフコムが来庁し、知事宛ての謝罪文、原因及び今後の対応について記載された報告書が提出され、契約違反に係る金額の返還について申し入れがあった。

5月6日	本県からの申し入れに基づき、リフコムから、同社と紙卸売業者との間での印刷用紙の請求書の写し（平成30年度～令和3年度）が提出された。
------	--------------------------------------------------------------------

## イ リフコムの報告書の概要

- ・ 本件に係る用紙の発注は、退職した前担当者が独断で行っており、コストを抑えることで落札していたものと考えられる。業務を引き継いだ現担当者は、用紙が仕様と異なることについて知らされておらず、問題があることを認識できていなかった。
- ・ 会社として契約違反の事実を初めて認識したのは、3月18日であり、土休日を除いた翌営業日である22日に県庁を訪問し、説明を行った。
- ・ 用紙については、当初の段階から令和3年度に至るまでの間、白色度63%の用紙を使用していたと考えている。
- ・ 県からリフコムへの契約違反に係る契約金額の返還について、真摯に対応する。
- ・ 再発防止策として社内研修の実施、内部統制体制の見直し、内部通報制度の整備を行うとともに、本件に関連する従業員の処分を行う。

## (2) 今後の対応

### ア 契約違反に係る契約金額の返還

本来使用すべきであった白色度70%の用紙の価格と、実際に使用していた白色度63%の用紙の価格の単価の差額に、発行部数を乗じて算出した金額についてリフコムから返還を受けることとする。

返還を受ける期間は、算出の根拠が資料等で確認できる平成28年度から令和3年度とする。

#### (ア) 令和3年度契約に係る未払い分の繰越し

令和3年度契約に係る未払い分（県のたより4月号 9,518,038円）について、債権保全のため全額翌年度に繰越すこととする。（事故繰越）

#### (イ) 返還金額

地方自治法第96条に基づき県議会の議決を経た後、リフコムと協議の上で、合意書を取り交わし返還を受けるものとする。

### イ 再発防止策

- ・ 白色度計測器を導入し、毎月印刷時に、職員が実際に白色度を測定

する。

- ・ 白色度に疑義があった場合は、第三者検査機関にて検査を実施し、白色度の確認を行う。

### **(3) 今後のスケジュール**

令和4年 9月 返還金額案を第3回定例会に提出

令和4年 10月 返還金額の確定、返還の開始

## 2 SDGs（持続可能な開発目標）の推進について

持続可能な神奈川を実現するため、様々な社会的課題の解決に向けて、SDGsの取組を引き続き推進する。

### (1) かながわSDGsパートナー

県内企業・団体等のSDGsの取組の裾野を広げることを目的として「かながわSDGsパートナー」制度に取り組んでおり、令和4年5月26日(木)に第6期304者を新たに登録し、累計802者となった。

#### (キックオフミーティング)

- ・ 開催日 令和4年6月3日(金) 14時～16時30分
- ・ 開催形式 Web会議システムによるオンライン開催
- ・ 参加者数 315人

#### (今後の取組)

- ・ 企業等連携につなげるパートナーミーティングの定期開催
- ・ 社会的課題解決に向けたSDGsを活用した共助の取組の推進

### (2) SDGsを活用した社会的課題の解決取組発信

SDGsを活用した社会的課題解決の取組事例を発信する場として「ジャパンSDGsアクションフォーラム」を開催し、取組を広く共有することで行動の促進を図った。

SDGs達成に向けて若い世代と経済団体など多様な主体が連携を進めるには、その結節点としての広域自治体が力を発揮すべきとの意見があった。

#### (開催概要)

- ・ 開催日 令和4年3月29日(火)
- ・ 主催 ジャパンSDGsアクション推進協議会
- ・ 開催形式 オンライン開催
- ・ 視聴数等 8,724回
- ・ 主な内容

本県からは次のことについて、現場で活動している方の声を発信した。

子どもの貧困対策	フードドライブ活動
生理の貧困対策	企業等との連携による大学での生理用品配布
留学生支援	留学生有償型インターンシップ

### 3 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越え、様々な社会的課題の解決に取り組んでいくために、ヘルスケアの分野で「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

#### (1) ヘルスケア・ニューフロンティア検討会

これまでのヘルスケア・ニューフロンティアの取組を振り返り、今後の施策の方向性について検討するため令和3年10月に設置した「ヘルスケア・ニューフロンティア検討会」（以下「検討会」という。）について、令和4年3月23日（水）に第2回の会議を行った。

検討会では、個人の行動変容の後押しのために市町村施策と連携することの重要性や新産業の創出に係る課題等について意見交換がなされた。今後、第3回の検討会を9月に開催する予定である。

#### 検討会での主な意見

- ① 個人の行動変容の後押しに係る主な意見
  - ・ 市町村との連携は、市町村の既存施策と連携する仕組みづくりが重要であり、県は全体を俯瞰しながら必要なツールを提供すべき。
  - ・ 企業の健康経営は重要であり、自治体自らも推進すべき。
  - ・ 県が構築した未病指標は、企業や地域等の全体の未病の状態を捉えるのに適している。
- ② 新産業の創出に係る主な意見
  - ・ ヘルスケア産業の市場規模という目標値は、産業界のスピードが速いため設定は困難ではないか。
  - ・ 再生細胞医療は、コーディネーターや中立機関が必要である。
  - ・ ベンチャー企業支援は、伴走支援と大企業とのマッチングが重要であり、KSP（かながわサイエンスパーク）がこれから立ち上げるインキュベーションキャピタルにより支援していく。
- ③ その他の主な意見
  - ・ 県と各国の覚書（MOU）により、民間企業で調整困難な対応が可能となる。
  - ・ コロナ後のヘルスケア施策は、リモートと自助の組み合わせが基本となる。

## (2) ヘルスケア・ニューフロンティア推進プラン進捗状況

同プランで掲げた、2021年の中間目標（※）に対する2021年度の実績は次のとおり。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中間目標の計画期間を1年延長している。

	柱	中間目標(2021年)	2021年度実績
1	未病	未病指標の構築・活用促進	実証事業の実施
		県民の健康リテラシーの向上：未病の認知度 80%	50.8%
		未病産業研究会を通じた未病産業関連商品の事業化：100件（累計）	102件
2	最先端医療・最新技術	全県的なイノベーション・エコシステムの形成	推進
		革新的医薬品、再生医療等製品、最先端医療機器の薬事申請・届出等：15件（累計）	18件
		最先端医療関連ベンチャー企業の県内集積：50社（総数）	51社
3	次世代ヘルスケア社会システム	神奈川県ME-BYOリビングラボの全県展開 実証件数 100件、参加人数 10,000人（累計）	実証件数 85件 参加人数 2,061人
		CHO構想（健康経営）推進事業所：登録事業所数 1,000事業所（累計）	694事業所
4	国際展開	県内企業等がMOU（覚書）締結先の大学等と共同研究・開発等を行った件数：30件（累計）	47件
		各国政府、WHO等の発表事項に県政策（未病等）が反映された回数：20件（累計）	31件
5	ヘルスケアICT	マイME-BYOカルテ利用者数：100万人	130万人
6	人材育成（ヘルスイノベーションスクール）	県民などを対象とした公開講座等を実施：受講者数 1,000人（累計）	7,057人
		学術雑誌・専門誌での積極的な論文発表等の推進：学術論文、著書及びその他の著作の件数 150件（累計）	著書等 448件
		研究成果を通じた県施策への反映につながるような提言を実施	新型コロナ感染者情報分析EBPMプロジェクト
		国内外の大学や研究機関、企業と連携し、教育・研究の質的向上につながる共同研究や研究者間の相互交流等を実施	UCSD、マヒドン大学、東北大、KISTEC等と連携

## (3) 未病（ME-BYO）

### ア 国際シンポジウム「ME-BYOサミット神奈川2022」の開催

- ・ 開催日 令和4年11月8日（火）～9日（水）
- ・ 場所 箱根町 ※特設サイト設置によるオンライン配信（関係者及び招待者は会場参加可）
- ・ 概要

持続可能な健康長寿社会の実現に向けた産学公連携の取組を推進するため、市町村や企業等とともに、未病コンセプト及び未病指標の展開を図る国際シンポジウムを開催する。



## イ ME-BYO BRAND

優れた未病産業関連の商品・サービスを県が認定することにより、県民の未病改善の取組を推進するとともに、未病産業の魅力を広め、産業化の牽引を図る。令和4年3月22日（火）に新たに4件を認定し、全体で27件となった。

### 【新たに認定したもの】

1	<b>毛細血管スコープ 血管美人（あっと株式会社）</b>
	指先の毛細血管を容易かつ非侵襲で観察できる毛細血管スコープ。世界初の毛細血管画像解析システムにより血管状態を数値化。現在の身体の状態がわかる「未病測定」のほか、食生活の偏りや運動不足などの生活習慣をカウンセリングする「支援ツール」としても活用できる。
2	<b>N-NOSE（株式会社 HIROTSU バイオサイエンス）</b>
	犬の1.5倍の嗅覚受容体を持つ線虫が、人の尿中からがんの匂いを高精度に検知することを活かした、がんの一次スクリーニング検査。独自のアルゴリズムを用いてがんのリスク判定を行う。
3	<b>ベストスタイル健康キャッシュバック（明治安田生命保険相互会社）</b>
	「健康サポート・健康キャッシュバック特約」（無料）を付加することで、健康診断の結果に応じて最大1か月分相当の保険料のキャッシュバックが受けられる生命保険。「早期発見・治療支援特約」では、保険業界で初めて健康診断の数値悪化をきっかけとした通院や入院を保障。
4	<b>バイオピリン検査サービスパック（株式会社 RESVO）</b>
	過度な心理的ストレスを受けた時や精神疾患にかかった時に、尿中に「バイオピリン」という物質が顕著に増加することを利用した新たなメンタルストレスチェッカー。

## (4) 国際展開

### ア シンガポールへの企業訪問団の派遣

県とライフサイエンス分野に関する覚書（MOU）を締結しているシンガポール国立大学等に、ライフサイエンス関連企業等の訪問団を派遣する。併せて、同大学等とシンポジウムを共催し、企業等の海外展開を促進する。

- ・ 訪問期間 令和4年7月18日（月）～20日（水）
- ・ 主な訪問先 シンガポール国立大学、シンガポール国立大学保健機構、シンガポール科学技術研究庁、シンガポール製造業連盟等
- ・ 参加者 企業・研究機関11団体

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 「第2回ヘルスケア・ニューフロンティア検討会資料」  
『ヘルスケア・ニューフロンティアの課題と対応イメージ』

## 4 「神奈川県科学技術政策大綱」の改定について

### (1) 趣旨

県は、県政運営を科学技術の面から支えるため、平成2年に科学技術政策の基本的な方向を示す「神奈川県科学技術政策大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、科学技術政策に取り組んできた。

将来にわたり、社会が持続的に発展していくためには、社会の課題やニーズを踏まえ、「科学技術」と「社会」の対話の視点を大切にして、研究開発を地域社会と共に進め、科学技術の成果を効果的に地域展開することが必要である。

そこで、科学技術によるイノベーションを起こし活用していく取組によって、社会課題の解決に挑戦し、持続的な未来社会を切り開くとともに、その成果を地域社会に展開し県民に届けることを目指して、「大綱」を改定する。

### (2) 経過

産学公の立場などを代表する有識者から構成される第43回神奈川県科学技術会議を令和4年5月27日（金）に開催し、「大綱」について意見聴取を行った。

#### ア 議題

- ・ 「神奈川県科学技術政策大綱―第7期一」の策定について

#### イ 委員からの主な意見

- ・ 3つの基本目標については、妥当である。
- ・ 県の役割について、「地域活力の形成と地域社会への貢献」と「国内外との交流・連携・展開」の両方の視点があるのは良い。
- ・ 社会課題に沿った研究を行うこと、「科学技術」と「社会」の対話の視点を大切にしていることなどが良い。
- ・ これまでの県の取組が、どのように地域で生かされたかを、うまく見える形で示していけたら、もっと豊かになっていく実感が出てくる。

### (3) 「大綱」骨子案の概要<「参考資料2」参照>

#### ア 基本目標及び計画期間

##### (ア) 基本目標

1	安全・安心で豊かな生活・環境を県民が実感できる地域社会の実現
2	持続可能な産業の創出・育成による地域経済の活性化
3	課題解決と未来創生に挑戦するイノベーション人材が輝く共創の場の形成

(イ) 計画期間

令和5年度から令和8年度（4年間）

イ 県の役割と施策の基本的な方向

(ア) 県の役割

- ・ 地域活力の形成と地域社会への貢献
- ・ 国内外との交流・連携・展開

(イ) 施策の基本的な方向

- ・ 安全・安心で豊かな生活・環境を実現する科学技術活動の展開
- ・ 持続可能な産業の創出・育成を実現する科学技術活動の展開
- ・ イノベーション人材が輝く共創の場を実現する科学技術活動の展開

ウ 県試験研究機関等の活動の方向性

(ア) 重点的な研究活動の展開

a 基本原則

- ・ 社会課題に沿った研究
- ・ 顕在的・潜在的ニーズを意識した産学公連携活動

b 重点研究目標

1	安全・安心で豊かな生活・環境の実現 (防災・減災・防疫、環境技術、食関係技術、介護・福祉、AI/IoT等)
2	持続可能な産業の創出・育成 (最先端医療、ヘルスケア・未病、ロボット、エネルギー等)

(イ) 各機関の活動の方向性

- ・ 県試験研究機関の活動
- ・ 地方独立行政法人等の活動
- ・ 神奈川県による地域の大学・企業等との連携・協働の活動

※「エ 施策例」及び「オ 施策の展開に当たって」については今後検討

(4) 今後の予定

令和4年7月中旬～8月中旬

「大綱」骨子案について県民意見募集等を実施

- 8月 神奈川県科学技術会議において「大綱」素案について意見聴取
- 9月 第3回県議会定例会に「大綱」素案を報告
- 11月 第3回県議会定例会に「大綱」の議案を提出
- 12月 「大綱」の改定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料2 「神奈川県科学技術政策大綱骨子案」

## 5 未来社会創造に向けた取組について

様々な社会的課題に対応するため、市町村や企業、大学等と広く連携して、最新・最先端技術の社会実装やコミュニティの再生・活性化など、神奈川の未来社会創造につながる取組を推進する。

### (1) かながわ未来共創プラットフォーム

県民ニーズが複雑化・多様化する中、行政だけで対応することが困難な様々な課題について、企業・大学・団体・NPO等多様な主体がそれぞれの強みを活かし、県と企業等が協働・連携していくことが重要である。

そこで、県が抱える社会的課題を公表し、それに対する企業等からの協働・連携事業等の提案を募集する「かながわ未来共創プラットフォーム」を立ち上げて、当該課題の解決を図る。

#### ア 募集内容

県がテーマ設定した社会的課題に対し、協働・連携事業等を提案いただく。

課 題	① 「2050年脱炭素社会の実現」に向けた取組
	② スマート農業技術の開発と普及
	③ 子ども食堂への支援体制の確立
	④ 日常における移動の不自由の解消

#### イ 募集期間

令和4年5月26日（木）～6月30日（木）

### (2) ナッジの活用

ナッジとは、行動科学の知見の活用により、選択の自由を残した上で、人々が自分自身にとってよりよい選択を自発的に取れるように手助けする政策手法である。

#### ア 活用事例

- ・ 県立学校授業料の納付促進
- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発
- ・ イベントでの無料風しん抗体検査

#### イ 県内市町村への普及

県内で広くナッジを浸透させていくため、県内市町村職員に対し、研修を実施した。

### (7) 小田原市

小田原市の新規採用職員に対し、ナッジを知り体験してもらうため、国内外の事例や県庁での取組みの紹介、及びナッジの考案プロセスを実践する研修を実施した。

a 開催日 令和4年5月19日(木)

b 参加者数 35名

c 主な意見

- ・ グループワークや他の班の人の発表を聞いて、ちょっとした工夫で人の行動は変わるということを知って、とても興味がわいた。
- ・ 新人の私でも職場での実践が可能なのではないかと思えるほど、ナッジは身近にあることが分かった。

### (1) 葉山町

葉山町の職員に対し、町の重要な課題となっている「ごみ出しルール徹底」をテーマに、ナッジの考案を行う研修を実施した。

a 開催日 令和4年5月31日(火)

b 参加者数 17名

c 主な意見

- ・ 実践的な内容で、すぐ実務に取り入れられると思う。
- ・ 予算等を考えずにアイデアをたくさん出してから考える、というのが大事だと思った。ナッジは施設等のハードではなく、ソフト施策であり、これからの行政に必要な手法だと感じた。

## (3) ドローン前提社会の実現に向けた取組

### ア ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業

県が目指すドローン前提社会の実現に向けて、ドローンのさらなる活用や県民の理解促進を図るため、モデル事業を行っている。今回、農業分野において、スクミリンゴガイ(通称ジャンボタニシ。水稻等を食害)の効率的な防除に向けて、ドローンによる農薬空中散布の実証事業を実施することとし、県は実証フィールドの提供などの支援を行った。

### (7) 実証事業の概要

現在、スクミリンゴガイを防除するため、人の手で農薬を散布しているが、ドローンを活用することにより、農薬を効率的に、そして隅々まで均一に散布することができるか検証するとともに、人とドローンによる農薬散布の効果を比較検証する。

- (イ) 事業実施者  
TEAD（テッド）株式会社
- (ウ) 実施日  
令和4年5月30日（月）
- (I) 実施場所  
秦野市鶴巻舞台地区

#### (4) コミュニティ再生・活性化の取組

##### ア かながわコミュニティ再生・活性化推進会議の取組

県と市町村が連携して課題や取組事例などを共有するとともに、課題解決に向けた議論を行うため、実務担当者による課題別ワーキングをオンラインで開催した。

##### (ア) 第1回課題別ワーキング

- a 日 時：令和4年4月26日（火）
- b 参加者：33名（21市町村）
- c テーマ：令和4年度の方向性について
- d 市町村からの主な意見
  - ・ 会議のオンライン化、LINE回覧版、青年会の立ち上げ事例を担当間で共有し、活用可能な範囲で地域に反映しており、大変参考になっている。今後も、情報交換の場として活用していきたい。
  - ・ 自由に意見できる機会となっているため、今年度は発展した形でいろいろと勉強したい。

## 6 再委託等の適正な実施について

県が実施する委託事業に係る透明性の向上を図るため、再委託等及びこれに伴う個人情報の取扱いについて、知事部局における実態調査の結果を踏まえ、その課題を整理し、より適正な実施に向けた方策について報告する。

### (1) これまでの再委託等に係る取扱い

#### ア 契約事務に係る取扱い

発注者が必要に応じて、契約書や仕様書に取扱いを記載している。

#### イ 個人情報保護に係る取扱い

個人情報の取扱いを外部に委託等する場合について、「神奈川県個人情報取扱事務委託基準（以下「委託基準」という。）」にその適正な取扱いを確保するため、契約上に措置すべき事項を規定している。

＜委託基準の主な概要＞

- ・ 原則再委託等は禁止。例外的に、再委託等の概要を県に提出し、その承諾を事前に得た場合には可能
- ・ 委託契約に伴い受託者に引き渡された個人情報について、委託業務完了時に、県の指示に基づいて返還・廃棄・消去を行わなければならない。

### (2) 実態調査の結果

#### ア 調査対象

次の条件から特定した委託契約

- ・ 知事部局における令和3年4月1日から令和3年12月31日までに支出負担行為を行った250万円以上の委託料のうち、「調査研究委託」及び「その他委託」。
- ・ ただし、再委託等の事前確認方法が定められている工事系委託及び廃棄物等委託を除く。

#### イ 調査結果

(契約事務について)

契約書等に再委託等の規定がないものは、調査対象委託契約件数764件のうち314件であった。また、再委託の状況について把握ができていなかったものが67件、再々委託の状況について把握ができていなかったものが17件であった。

このことは、再委託等の取扱いの基本的な考え方についての理解不



足が主な原因と考えられる。

### (個人情報保護について)

- 個人情報の取扱いを伴う委託544件について、再委託先が93件あり、そのうち23件で承諾を事前に得ていなかった。この23件については、いずれの契約でも事前承諾を定めていたが、事前に承諾を得ていなかった。

このことは、個人情報の適切な取扱いについての理解不足が原因と考えられる。

- なお、委託契約に伴い受託者に引き渡された個人情報については、全て返還等の対応がなされていたことを確認した。

(ア) 調査対象委託契約件数 764件

(イ) 再委託・再々委託の状況

①再委託等の契約書等における規定

有	無
450件 (58.9%)	314件 (41.1%)

②再委託の状況

有	無	未把握
158件 (20.7%)	539件 (70.5%)	67件 (8.8%)

③再委託が「有」のうち、再々委託の状況

有	無	未把握
10件 (6.3%)	131件 (82.9%)	17件 (10.8%)

(ウ) 個人情報の状況

①個人情報の取扱い

有	無
544件 (71.2%)	220件 (28.8%)

②個人情報の取扱い「有」のうち、再委託の状況

有	無
52件 (9.6%)	492件 (90.4%)

③再委託が「有」のうち、事前承諾の状況

有	無
70件 (75.3%)	23件 (24.7%)

※一契約で再委託先が複数あるため、総数は93件

### (3) 今後の対応等

令和4年度の契約事務に向けて、契約事務におけるルールの明確化をした。さらに、今後、実態調査の結果を踏まえ、契約事務に係る契約書例や、個人情報の取扱いに係る委託基準の理解を深める必要がある。

#### ア 令和4年度の契約事務に向けた対応

令和4年度の契約締結、執行に向け、令和4年3月25日付け指導課長通知「一般業務委託契約における再委託の取扱いについて」を発出し、基本的な考え方や留意事項について周知するとともに、委託業務標準契約書例に再委託に関する条項を規定した。

<通知の主な概要>

- ・ 委託契約の受注者が契約を履行するに当たり、委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託（委任又は請負）することはできない。
- ・ 受注者が業務の一部について再委託を行う場合、あらかじめ再委託先の名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性等について記載した書面を発注者に提出させ、発注者は、適当であると認められる場合に承認をする。

#### イ 今後の対応等

##### (ア) 契約事務に係る取扱い

通知の内容等について庁内周知の徹底を図るとともに、会計事務検査等で委託契約における再委託等の状況について確認する。

- ・ 県ホームページにも掲載する。
- ・ 会計事務職員研修等において周知する。
- ・ 会計管理者が本庁及び出先機関を対象に行う会計事務検査において確認し、必要に応じ指導を行う。
- ・ 再委託等を承諾する場合のチェックリストを作成する。

##### (イ) 個人情報保護に係る取扱い

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見（※）も踏まえ、各所属における委託基準等に関する理解の向上を図る。

- ・ 庁内周知を徹底する。  
(令和4年6月21日付け情報公開広聴課長・指導課長通知)
- ・ 会計事務職員研修等において周知する。(上記再掲分含む)
- ・ 個人情報保護に係る庁内向け相談窓口を設置する。

<※神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見>

委託基準自体に問題はない。

しかし、いくつかの所属において委託基準が適切に運用されていなかったことが、今回の調査結果で判明したため、今後は、庁内への周知徹底や研修を通じた意識の向上、問合せ窓口の案内等を行い、各所属における委託基準に関する理解を向上させる必要がある。

**(ウ) 指定管理者や地方独立行政法人に対する対応**

指定管理者に対しては、「指定管理者制度の運用に関する指針」に基づき、業務の一部を第三者に委託する場合は県の事前承認を受けるなど、適切な対応に努めるよう改めて通知した。

地方独立行政法人に対しては、各法人が定める業務方法書に記載のとおり、契約事務等の適切な実施に努めるよう改めて通知した。

(令和4年6月21日付け行政管理課長通知)

## 7 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症について、政策局における対応状況を報告する。  
また、「マスク飲食実施店」認証業務において生じた虚偽報告等について、事後調査が終了したため、併せてその結果を報告する。

### (1) 「マスク飲食」の推進

3密の場面になりやすい「飲食の場」における飛沫による感染リスクを軽減する取組の一つとして、飲食する場合でも会話をするときにはマスクを着用する「マスク飲食」の取組を推進している。

#### ア 「マスク飲食実施店」認証制度の実施

「マスク飲食」の実効性を高めるため、「マスク飲食」に積極的に取り組む飲食店等を県が認証し、社会的に評価する「マスク飲食実施店」認証制度の取組を行っている。

なお、本制度は国が各都道府県に導入を求めている、飲食店に対する第三者認証制度として実施するものである。

##### (ア) 概要

基本的な感染防止対策（アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、手指消毒の徹底など）に加え、「マスク飲食実施店」であることの対外的な発信、マスク等なしで会話をする方への着用の呼びかけなど、積極的に「マスク飲食」を実施している飲食店等からの申請に基づき、県が取組内容を確認し、審査した上で「マスク飲食実施店」として認証する。また、制度の実効性を担保するため、認証後に改めて店舗訪問を行い、感染防止対策の実施状況を確認する。

##### (イ) 「マスク飲食実施店」認証状況（令和4年7月1日現在）

- ・ 申請数 35,038 件（重複申請等を除く）
- ・ 認証数 34,991 件

### イ 「マスク飲食実施店」認証業務での虚偽報告等について

「マスク飲食実施店」認証業務において、令和3年度の委託事業者である「テルウェル東日本株式会社」から訪問業務の一部の再委託を受けた「株式会社ヒト・コミュニケーションズ」が担当した店舗について、虚偽報告及び報告誤りが判明したため、県から「テルウェル東日本株式会社」に対して「株式会社ヒト・コミュニケーションズ」が担当した全店舗の調査を指示した。

(ア) 虚偽報告等

a 虚偽報告

株式会社ヒト・コミュニケーションズの訪問員2名が現地確認をしていないにもかかわらず、現地確認を行ったとの虚偽の報告

b 報告誤り

株式会社ヒト・コミュニケーションズが訪問業務を担当した店舗の一部について、休業中のため現地確認ができなかった店舗を「未訪問」と報告すべきところを「訪問済」と誤って報告

(イ) 調査結果

a 対象 4,302件

(内訳)

- ・ 虚偽報告を行った調査員2名が担当した店舗 75件…対象1
- ・ 株式会社ヒト・コミュニケーションズが訪問業務を担当した店舗 4,227件（上記75件を除く）…対象2

b 結果

19件の虚偽報告、165件の報告誤りが確認された。虚偽報告等による未訪問が確認された店舗に対しては、訪問の上、謝罪するとともに、感染対策が徹底されていることを確認した。

(単位：件)

結果	対象1	対象2	合計
訪問が確認できた店舗	54	4,045	4,099
未訪問が判明し、改めて現地確認を行った店舗	<u>19</u>	<u>160</u>	179
未訪問が判明したが、閉店等により現地確認が実施できなかった店舗	0	<u>5</u>	5
閉店等により現地確認の有無が確認できない店舗	2	17	19
合計	75	4,227	4,302

(ウ) 県の対応

令和4年度の委託業務においても、受託事業者に対する管理・監督を徹底し、再発防止に努める。

**(2) かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金**

新型コロナウイルス感染症の最前線で闘う医療・福祉従事者を応援・支援するための基金を設置し、県民等からの寄附を受け入れている。

寄附受入状況は、令和4年7月4日時点で、999,977,679円（5,970件）。

**(3) 普及啓発等の取組**

県民や事業者に向けて、飲食店や各施設が取り組んでいる感染防止対策を掲示することにより利用者や地域の安心につなげることを目的とした

「感染防止対策取組書」の普及に努めている。また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている県民等向けの各種支援メニューを掲載したチラシを随時更新していく。

## 8 県公報による公告の見直しに伴う関係条例の一部改正について

### (1) 改正の経緯・趣旨

県公報による公告は、一定の事実を広く一般の人に知らせる文書の形式であり、法律・政令・省令の規定による義務付けがなければ、県ホームページへの登載などインターネットの利用によることも可能とされている。

県公報は、かつては唯一ともいえる有力な周知媒体であったが、インターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、現在では県民への周知効果などの点で、インターネットの利用による公表に優位性が認められる状況にある。

こうした状況を踏まえ、これまで県公報に登載していた公告について、条例や規則で義務付けているものも含め、可能な限りインターネットの利用による公表に切り替えていくこととする見直しを行った。

見直しの結果に基づき、監査結果等・人事行政の運営等の状況・財政状況の公表に関して、県公報への登載を義務付けている3条例について、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の概要

次の3条例について、インターネットの利用による公表を中心とした最適な周知方法の選択が条例上可能となるよう規定を改める。3条例の改正は、改正理由が同一であることから、一括して行う。

(改正後の条文)

第〇条 …の公表は、インターネットの利用その他の方法によりこれを行う。

条例名	公表事項	公表時期
神奈川県監査委員に関する条例	監査結果等	随時
神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	人事行政の運営等の状況	毎年12月
神奈川県財政状況の公表に関する条例	財政状況（県財政のあらまし）	毎年6月・12月

### (3) 今後の予定

令和4年9月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出  
10月 改正条例の施行  
順次、インターネットの利用による公表へ切替え

## 9 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会の概要について

### (1) これまでの経緯

近年、特別自治市構想について、指定都市市長会等から提案がなされるなど、その動きが活発化している。

この構想は、現行の指定都市が道府県から実質的に独立し、道府県の権限・税財源を含めて一元的に管理する「特別自治市」を法制度化しようとするもので、地方自治制度全般に関わる問題提起であり、県では、本年3月に、特別自治市構想に対する見解をとりまとめ、公表した。

その後、県内指定都市からの申出を受け、本年5月の「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」において、特別自治市構想を中心に、県と指定都市の役割分担について、意見交換を行った。

### (2) 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会の概要

#### ア 開催日時

令和4年5月6日（金）

#### イ 場所

横浜市役所

#### ウ 出席者

神奈川県知事	黒岩	祐治
横浜市長	山中	竹春（座長）
川崎市長	福田	紀彦
相模原市長	本村	賢太郎

#### エ 意見交換内容

持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担について

#### オ 結果概要

- ・ 人口減少・少子高齢化社会において、限られた資源を有効活用し、真に必要なサービスを必要な人に確実に届けていくためには、広域自治体である県と三指定都市の役割分担を明確化し、持続可能な行政運営を展開し、行政効率を向上させていく必要があることから、特別自治市構想等大都市制度について四県市で率直な意見交換を行い、それぞれの考え方を共有した。
- ・ 県内市町村の理解も深めつつ、まずは当事者である県と指定都市で議論をしていくことが必要という意見が出された。一方、検討に当たり指定都市以外の市町村の意見を聞くことも必要という意見も出された。
- ・ 県と指定都市における権限や財源のあり方など、様々な課題について、まずは事務レベルで検討する場を設けて進めていくべき



という意見が出された。一方で、スピード感をもって首長レベルでの定期的な議論が必要という意見も出された。

- ・ 今後も、県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、三市長のトップレベルでの協議を行っていくことで合意した。

### (3) 今後の予定

次回のトップレベルでの協議に向けて、今後調整。

## 10 県内米軍基地を巡る状況について

### (1) 県内米軍基地の新型コロナウイルス感染症にかかる感染者数の公表に関する緊急要請

#### ア 要請までの経緯

令和4年4月8日に、横田の在日米軍司令部が新型コロナウイルス感染症にかかる感染者数公表を中止したことを受け、県内の米軍基地においても感染者数の公表が中止された。この状況を受け、外務省に確認したところ、外務省から在日米軍に再開を働きかけた結果、日米間で公表再開の方針が合意された、との説明が4月14日にあった。

#### イ 要請内容

令和4年4月26日に、県知事から外務大臣、防衛大臣に、日米間で合意した方針に基づき、速やかに基地ごとの感染者数の公表を再開するよう、米側に働きかけることを要請した。

#### ウ 要請後の対応

令和4年5月2日に、外務省から県内基地ごとの「直近1週間の1日あたり平均新規感染者数」の情報提供があり、5月6日に県として記者発表を行い、県ホームページに掲載した。以後、1週間ごとに外務省から情報提供を受け、随時、県ホームページを更新している。

#### ※感染者数公表の経緯

令和2年 7月	在日米軍司令部（横田）が基地ごとの感染者数の公表開始。 各基地でも感染者数公表開始。
令和4年 4月8日	在日米軍司令部（横田）が、感染者数公表中止をホームページ上で発表。各基地も順次中止。
14日	日米間で調整の結果、感染者数の公表再開を合意。
20日 以降	在日米軍司令部（横田）が、HP上で在日米軍の新規感染者総数の1週間平均を掲載開始。（基地ごとの感染者数はなし）
26日	知事から外務大臣・防衛大臣に公表再開を文書要請。
5月2日	外務省が基地ごとの1週間の1日あたり平均新規感染者数を情報提供（4/5～4/25分）。

6日	外務省が4/26～5/2分を情報提供。※以降、1週間ごとに情報提供。
9日	今後の感染状況によっては、各基地において感染者数を公表すること等を米側に働きかけるよう、外務省に口頭要請。

## (2) 厚木基地周辺の住宅防音工事等対象区域の見直しに向けた調査の開始 ア 経緯

国は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、昭和54年以降、厚木基地周辺において、騒音対策のため、住宅防音工事への助成、建物の移転補償等を行っており、一定以上の騒音が生じている区域を、住宅防音工事等の対象区域として定めている。

### イ 防衛省からの情報提供

令和4年4月27日に、防衛省から対象区域の見直しに向けた調査開始に関して、次の事項の情報提供があった。

- ・令和4年度から5年度にかけて航空機騒音の現状を把握するための騒音度調査が実施される。
- ・調査後は、結果を地元関係自治体へ十分説明の上、住宅防音工事等対象区域の見直しを行っていく。

※ 厚木基地周辺の住宅防音工事等対象区域については、昭和54年の指定以降、4回にわたり見直しされており、平成18年1月に現在の対象区域の指定告示がされている。対象世帯数は令和3年3月現在231,000世帯。

### ウ 県の対応

4月27日に、防衛省に対し、次の事項を口頭で申し入れた。

- ・調査にあたっては、騒音状況を的確に把握するとともに、適時適切な情報提供を行うこと。
- ・住宅防音工事の実施等については、地元の要望を踏まえ、対応すること。
- ・地元自治体の意向をしっかりと聞き、住民へ丁寧に対応すること。

### (3) 米空母艦載機による着陸訓練

#### ア 防衛省からの通知

令和4年5月4日に、防衛省から、硫黄島での着陸訓練実施の通知があった。

#### (ア) 通知の概要

- ・ 空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練が硫黄島で実施される。
- ・ 硫黄島での訓練期間 5月6日～5月25日 11:00～翌3:00
- ・ 硫黄島における天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、5月10日から5月13日までの期間、三沢基地、横田基地、厚木基地及び岩国基地の一部又は全部において訓練が実施される。

#### イ 県の対応

5月6日に、知事と厚木基地周辺9市長（横浜市長、相模原市長、藤沢市長、茅ヶ崎市長、大和市長、海老名市長、座間市長、綾瀬市長及び東京都町田市市長）連名で、防衛省に対し、全ての訓練を硫黄島で実施するよう要請した。

#### ウ 訓練の実施状況

通知があった期間内に、全ての訓練が硫黄島で実施された。

### (4) 米原子力空母の横須賀基地への寄港

#### ア 概要

令和4年5月19日に、外務省から、横須賀基地への米原子力空母の寄港について、次の事項の情報提供があった。

- ・ 原子力空母ロナルド・レーガンの同型艦が、横須賀基地に短期間の寄港を行う。
- ・ 寄港期間中、乗組員は同基地の外への外出が許可される。
- ・ 米海軍は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に引き続き注力していく。

#### イ 県の対応

5月19日に、外務省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・ 適時適切な情報提供を行うこと。

- ・航行及び寄港期間中の安全管理に万全を期すこと。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。
- ・乗組員への上陸前研修など、規律保持を徹底すること。

## ウ 寄港状況

令和4年5月21日、米原子力空母エイブラハム・リンカーンが休養・補給・維持を目的として横須賀基地に入港し、同月26日に出港した。

(参考)

近年の横須賀基地への米空母等の入港状況

- ・令和3年9月 英空母クイーン・エリザベス寄港
  - ・令和3年8月 米原子力空母カール・ヴィンソン寄港
  - ・平成21年8月 米原子力空母ニミッツ寄港
  - ・平成15年5月 米原子力空母カール・ヴィンソン寄港
- ※ 例年入港している米原子力空母ロナルド・レーガンを除く。

## (5) 横須賀基地内でのPFOS等の検出

### ア 経緯

令和4年6月30日、7月1日及び4日、防衛省から横須賀基地内でのPFOS等（有機フッ素化合物）の検出について、次の事項の情報提供があった。

- ・5月4日に横須賀基地内の排水処理場で泡が確認されたことから、5月9日に米側がサンプリング調査を実施。6月27日に判明した結果を受け、6月29日に日本政府に通報した。

(サンプリング調査結果)

		PFOS	PFOA
【生活排水ライン】	(入口)	19ng/L	不検出
	(出口)	100ng/L	12ng/L
【産業排水ライン】	(入口)	不検出	不検出
	(出口)	30ng/L	27ng/L

※ 環境省が定める公共用水域及び地下水の暫定目標値は50ng/L (PFOSとPFOAの合計値)

- ・ 排水処理場は基地の海沿いに所在し、排水処理場から直接海に排水される。
- ・ 排水から PFOS 等が検出された原因は不明であり、現在調査中。当初の泡確認後、特異な泡などは確認されておらず、消火システムの故障もない。
- ・ 今後米側において、排水の再サンプリング調査を実施し、結果判明後、速やかに日本政府に伝達予定。
- ・ 防衛省において、流出場所周辺の海域より海水を採取しており、今後分析予定。

## イ 県の対応

7月1日に、県知事から防衛大臣、外務大臣に対し、次の事項を要請しており、今後も、国に対して適時適切な対応を求めていく。

- ・ 早急な原因究明を行うとともに、適切な再発防止策をとること。
- ・ 基地周辺のPFOS等に関する影響調査を実施し、調査結果に応じて、必要な対策をとること。
- ・ 円滑な調査の実施等に全面的に協力すること。
- ・ 県内基地におけるPFOS等を含む製品の保管使用状況の公表を行うこと。また、PFOS等を含む製品の安全対策に万全を期すこと。
- ・ 対応状況等について、適時適切に情報提供を行うこと。